

月刊

新しい価値を生み、組織・人事のチカラになる

総務

8

2015
AUGUST
No.642

月刊総務 電子版

<https://ww.e-manager.jp/>

特集

企業の持続的成長につながる

従業員 エンゲージメント

個人と会社の「婚約状態」が高パフォーマンスを生む!

第2特集

「ムダ」排除で残業をゼロに!

生産性アップの処方箋

総務のマニュアル

ダイバーシティ・マネジメントを踏まえた

ユニバーサルな賃金制度設計

月刊総務 [オンライン](http://www.g-soumu.com/) <http://www.g-soumu.com/>

○税務トピックス

法人の欠損金繰越控除制度の改正

平成二七年度税制改正により、欠損金の繰越控除制度の控除限度額が段階的に引き下げられ、平成二七年四月一日から平成二九年三月三十一日までの間に開始する事業年度については、繰越控除前の所得の金額の六五％（現行は八〇％）相当額、平成二九年四月一日以後開始事業年度については、繰越控除前の所得金額の五〇％相当額となります。ただし、中小法人等については、現行の控除限度額（所得の金額の一〇〇％）が据え置かれます。

また、平成二九年四月一日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額については、その繰越期間が一〇年（現行は九年）に延長されます。

スキャナ保存制度の見直し

平成一七年度の電子帳簿保存法の改正より、紙での保存が求められる一定の国税関係書類（請求書、三万円未満の領収書・契約書など）について、税務署長等の承認を受ければ電子文書にて保存することが認められています。

この「スキャナ保存制度」で、三万円以上の領収書、契約書に関しても制度の対象とする要件緩和がなされました。この要件緩和で電子署名が不要になり、一般書類はグレースケール（白黒）での保存も可能となりました。

新制度は平成二七年九月三〇日以後の承認申請から適用されます。

●執筆／税理士法人 AKJ パートナーズ